

平成27年第1回睦沢町議会定例会会議録

平成27年3月10日(火)午前9時開会

出席議員(13名)

1番	田邊明佳	2番	田中憲一
3番	麻生安夫	4番	清野彰
5番	今関澄男	6番	幸治孝明
7番	幸治正雄	8番	岡澤宏一
9番	中村義徳	10番	市原時夫
11番	荻野新衛	12番	市原裕一
13番	市原重光		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	高橋正一	税務住民課長	齊藤賢治
健康福祉課長	米倉行雄	地域振興課長	平山義晴
会計管理者	木島幸一	総務課 政策企画担当主幹	鈴木政信
健康福祉課 国保健康担当主幹	中村精一	地域振興課 生活環境・地域整備 担当主幹	田邊浩一
総務課副課長 兼総務班長	川越康子	総務課副課長 兼財政班長	白井住三子
教育長	高梨正一	教育課長	鈴木庄一
睦沢こども園長	阿部倉光宏	選挙管理委員会 書記	高橋正一
農業委員会 事務局 会長	手塚和夫		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 石井安邦 書記 麻生健介
書記 中山大輔

議事日程(第3号)

- 日程第 1 議案第 30号 平成27年度睦沢町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 31号 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第 32号 平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 33号 平成27年度睦沢町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 34号 平成27年度かずさ有機センター特別会計予算
- 日程第 6 議案第 35号 平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算
(議案第30号から議案第35号まで一括議題、委員長報告・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 1号 睦沢町特別職報酬等審議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 町長の給料の特例に関する条例及び町長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 睦沢町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4号 睦沢町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5号 睦沢町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 12 議案第 6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 7号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 8号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 9号 睦沢町立幼保連携型認定こども園条例の制定について
- 日程第 16 議案第 10号 睦沢町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 18 議案第 12号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 13号 睦沢町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 14号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 15号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 16号 睦沢町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 17号 睦沢ゆうあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 18号 睦沢町立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 19号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 20号 睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 21号 睦沢町農村広場等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 23号 権利の放棄及びこれに伴う和解について
- 日程第 29 議案第 36号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 30 議案第 37号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 31 議案第 38号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
(町長の提案説明、採決)
- 日程第 32 発議案第 1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由説明、質疑・討論・採決)

◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議案第30号から議案第35号の上程、報告、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程に入ります。

日程第1、議案第30号 平成27年度睦沢町一般会計予算から日程第6、議案第35号 平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算までの6議案を一括議題といたします。

この6議案につきましては、去る4日に開催の本会議において、その審査を予算審査特別委員会に付託し、審査が行われたところであります。

そこで、その審査結果について、委員長より報告願います。

中村義徳委員長。

○予算審査特別委員会委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元の審査結果報告書を朗読して報告といたします。

平成27年予算審査特別委員会審査結果報告書。

平成27年3月10日、睦沢町議会議長市原重光様、予算審査特別委員会委員長中村義徳。

平成27年第1回睦沢町議会定例会において審査を付託された、平成27年度睦沢町一般会計予算外5特別会計予算について、下記のとおり審査を行ったので報告します。

記。

1、審査の対象。

平成27年度睦沢町一般会計予算、平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計予算、平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算、平成27年度睦沢町介護保険特別会計予算、平成27年度かずさ有機センター特別会計予算、平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算。

2、審査の経過。

第1回特別委員会。日時、平成27年3月4日（水）本会議休憩中。場所、役場議場。

（1）特別委員会構成の決定。

委員長中村義徳、副委員長麻生安夫、副委員長幸治孝明、副委員長今関澄男、委員正副委員長を除いた議員全員。

(2) 審査方法の決定。

①審査の方法は、特別会計を含め、各常任委員会所管の事務事業ごとに審査を行うこととした。

②一般会計の歳入は、原則として総務常任委員会所管の事務事業の審査の際に、一括して説明を受けることとした。

③歳入に関する質疑等は、その歳出を所管する事務事業の審査の際に行うこととした。

④審査の順序は、最初に関係課長等の説明を受けた後、質疑を行うこととした。

⑤関係課長等の説明は、簡潔な要点説明とした。

⑥必要に応じて、班長等の出席を認めることとした。

(3) 審査日程の決定。

平成27年3月5日、6日の2日間。

第2回特別委員会。日時、平成27年3月5日(木)午前9時から。

審査内容(1) 総務常任委員会所管の事務事業の審査。

(2) 教育民生常任委員会所管の事務事業の審査。

①教育委員会所管の事務事業を除いた事務事業の審査(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計を含む)。

②教育委員会所管の事務事業の審査。

第3回特別委員会。日時、平成27年3月6日(金)午前9時から。

審査内容。

(1) 産業建設常任委員会所管の事務事業の審査(農業集落排水事業特別会計及びかずさ有機センター特別会計を含む)。

(2) 現地調査の実施箇所の選定。

(3) 審査結果の取りまとめ及び報告書の作成。

(4) 現地調査。

①社会資本整備総合交付金(地方道路整備事業)(道路改良工事・上市場関戸線/北山田)。地域振興課。

②観光地魅力アップ整備事業(観光施設整備工事/寺崎)。地域振興課。

(5) 現地調査終了後、採決及び審査結果報告書の承認。

3、審査会場。役場3階、302・303会議室。

4、審査結果。

慎重審査の結果、平成27年度睦沢町一般会計予算外5特別会計予算については、指摘要望事項を付して、それぞれ原案のとおり可決することに決定した。

5、指摘要望事項。

1、行政改革に積極的に取り組まれることは評価するものの、さらに事務事業の集中と選択により、住民ニーズを踏まえた施策への投資の重点化と、自主財源のより一層の確保・充実などに取り組み、効果的かつ効率的な行政運営に努められたい。

1、集落営農実現に向け、地域のリーダー育成や基金の充実を図り、睦沢町農業の新たな基盤づくりに取り組むとともに、農業のブランド化や地場産品の6次産業化の推進に努められたい。

1、町民の意向を的確に捉え教育行政に反映するとともに、学校・家庭・地域社会の連携を図り、教育委員会と町部局が協力し、関係施策の強化を図るよう努められたい。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

ただいまの報告は、議員全員による予算審査特別委員会の審査結果の報告であります。

したがって、委員長報告に対する質疑は、省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略いたします。

これから討論を行います。

最初に、日程第1、議案第30号 平成27年度睦沢町一般会計予算について、討論を行います。

まず、原案に、反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 2015年度、平成27年度睦沢町一般会計予算に対する反対討論を行います。

今、町民の暮らしは、戦後かつてない格差拡大社会、増税、福祉・医療・教育負担増とサービス低下のもと、安全・平和、将来や老後への不安の深刻化であり、これは、大企業が栄えればそのおこぼれが住民に行き渡るといふ破綻済みのトリクルダウン政策の行き詰まりと、それに固執する政治が生み出したものであります。

今、睦沢町として果たすべき役割は、日本国憲法のもと、地方自治法第1条の2、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする立場を明確にし、地方自治の本旨である団体自治、住民自治の権限を生かし、この政治の影響から町民を守る行政運営であると考えます。

町長は、昨年末の経済の好循環を地方に拡大していくとの国の経済政策を紹介しておりますが、それは、庶民の大増税と引きかえに進められてきた大企業、富裕層への減税を背景とした一部大企業のみには当てはまる認識で、国の経済は深刻な危機に陥っており、格差拡大政策を広げています。この認識にしっかり立つべきであります。

本予算の特徴の第一は、一方では、国の補助金と企業の資金をあてにして二十数億円と見込まれる温水施設を含めた「道の駅」の拡張計画を推進し、そのための産業基盤整備を行うというものでもあります。

「道の駅」新設は、一定やむを得ないものであり、そのための国の補助制度確保の努力も必要でありました。しかし、長期的な採算の見通しが、いまだ確定しないまま、企業の資金と経営をあてにして産業基盤を行うのは、睦沢町の財政状況、地域性、先に述べた経済の見通し、町民の暮らしの側面から強引ではないかと言わざるを得ません。しかもその手法は、住民参加型の「上市場地域の将来計画づくり」とは対照的に、住民に開かれた計画づくりではなく、住民の英知と住民合意で進められたものでもありません。

私は、教育問題についても、「道の駅」拡張を中心としたこの計画についても、町政全体について、住民参加によるまちづくり委員会によって、全面的な情報開示による住民参加という手法を採るべきだと考えております。

問題なのは、一方ではこうした大型開発を推進する一方、昨年12月に突然議会に提案された学校給食の民営化は、学校給食法の食育の推進という立場は全くなく、その理由を業務の効率化と経費の削減として進めようとしていることでもあります。さらには、住民の安全にかかわる公民館バスの運転業務をシルバー人材センターへ委託する理由ともなっております。公益法人全国シルバー人材センター事業協会によると、シルバー人材センターは、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的、またはその他の軽易な就業を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する組織という位置づけであります。この委託については、公民館バスの運転業務に携わった方も危惧をされているように、人材の能力うんぬんではなく、こうした安全に対して町とし

て責任を負うべきものではないでしょうか。

また、選択と集中を掲げた結果、町の循環型地域経済と山林環境保護の側面を持ち、町長が答弁で意欲を示したエネルギーの地産地消、例えば木質エネルギーの活用検討も、全く行われず、予算化ありません。

また、予算化されたストックマネジメントは、公共施設の老朽化を口実に取り壊しへの誘導さえ含む住民福祉サービス削減の危険性を持ったものであり、この点への警戒もなく導入しようとしております。

さらには、健幸ロードレース大会への著名人招致自体は、一般的には反対ではありません。ただ、子供の医療費の高校卒業までの無料化に取り組みず、1回にその約3年分とみられる費用支出が適切なのかは極めて疑問であります。

本予算の特徴は、選択と集中を掲げ、企業誘致型開発と睦沢町アピールを選択、集中し、一方では町民の暮らし、福祉、医療、教育、安全、地域主体の経済、地域経済活性化などの地道な政策実施の点で大きな弱点を持った予算だと言わざるを得ません。

私は、町長の睦沢町に若者をとという姿勢や一定の住民参加型などの積極的な姿勢と行動力は評価しております。

国の悪政から町民の暮らしを守ること、身の丈に合った町と地域の自主的力に依拠した町政への推進を求めて反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に、賛成者の発言を許します。

田中憲一議員。

○2番（田中憲一君） 一般会計予算について、賛成の立場にて討論を行います。

平成27年度は、後期基本計画において折り返しの年度になりますが、これまでの取り組みを総体的に見ますと、計画に向けおおむね順調に進んでいると思われま。

四つの重点施策で見えますと、まず、町の基幹産業であります農業については、平成25年度から農業活性化推進基金を設けておりますが、今年度、「睦沢町農業活性化推進事業補助金交付要綱」が制定され、平成27年度は、いよいよ基金を活用し、農業活性化推進事業の具体的な取り組みを実施する段階になりました。今後、各地域において、積極的な取り組みがなされることを期待するところであります。

また、昨年度から、ふるさと納税の寄附に対するお礼品としてのむつざわ米が注目され、多くの関心を集め、むつざわ米がおいしいとの評価もいただいているようであります。平成27年度産米に向けての申し込みも既に始まっており、寄附件数の増加も見込めるようですので、

これを追い風にして本町の農業が発展していくことを望むところでございます。

次に、子育て支援の充実であります。近年、子供たちの生活環境や学習環境が大きく変化する中で、これまでになかった課題も生じてきております。そのような中で、睦沢町の将来を担う子供たちのために、特別支援教育支援員や講師の配置、並びにアフタースクールの開設など、充実した学習環境を保持するための取り組みも積極的に行っております。

また、教育施設においては、各施設の老朽化も進んでいることなどから、教育施設整備基金の有効活用ができる方向性を見出せることを願います。

次に、健幸長寿のまちづくりであります。昨年、条例制定もされ、健幸のまちづくりについては、これまでの政策により、徐々に町内外に周知され、また、町民の意識の中に根づいてきていると感じております。今後は、その実現のため、町民一人ひとりが具体的かつ継続的に実践していく段階にきていると考えます。その後押しとして、行政の保健指導事業や健康づくり推進事業の果たす役割は大きく、健幸のまちづくりの推進に向け、環境整備とともに継続的な取り組みを望むところであります。

次に、共同防災のまちづくりであります。これまで、防災訓練及び避難訓練を実施してきた中で、町民の意識も受動的から自主的なものへと変わりつつあると感じております。今年度、地域防災計画も完成となることから、資機材の充実とともに、各地域の自主防災組織がさらに強化なものとなっていくことを願っております。

最後に、睦沢スマートウェルネス構想の取り組みであります。この構想は、これまで述べた四つの重点施策の全てにかかわるものであり、今後の町の発展に向け、大きな役割を担っておりますので、今後、十分な検討をした上で実施計画が策定されますよう執行部にお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に、反対者の発言を許します。

ないようですので、これで議案第30号 平成27年度睦沢町一般会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第2、議案第31号 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に、反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 平成27年度国民健康保険特別会計予算への反対討論を行います。

国民健康保険会計は、町民が生活への負担感を最も受け、また、感じている会計でもあり

ます。

もともとは国の責任で、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合を、1980年の時点で57.5%だったのを2012年には22.8%までに減らされ、さらに近年は、国保加入者の貧困化も国保会計の悪化を生み出しています。

本来、国がこうしたところに根本的に手をつけるべきなのに、一方では大企業や富裕層への減税、一方では支出削減として社会保障財源の削減がされてきました。負担増に苦しむ住民に対しては、これまで行っていなかった保険証の取り上げ、短期保険証、差し押さえなどの徴税強化がされてきたわけであります。

現在は、睦沢町が独自に町民の負担軽減やサービス提供で軽減、充実を図ることができる数少ない会計の一つであります。しかし、一方では、全県一本化の流れが進んでおり、町の権限が縮小されようとしております。

こうした中、自治体によっては、この緊急事態に即応して、国の保険者支援金制度を活用した国保税引き下げを行っているところも出ております。

国保会計の激変が進む中、住民負担への軽減に、今、緊急的にでもあっても、率直に応える予算編成にすべきだということを求めて反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に、賛成者の発言を許します。

幸治孝明議員。

○6番（幸治孝明君） 国民健康保険特別会計予算について、賛成討論を行います。

国民健康保険は、国民皆保険の根幹をなすものでありまして、後期高齢者医療制度とともに社会保障の役割を担い、日々充実が図られてきました。

本町におきましても、高齢化率が34%を超える中、町民の医療保険を支え、安心して暮らせる生活に大きく寄与しています。26年度の保険給付費は、医療給付費、高額療養費の増加が見られ、予断を許さない状況です。

このような中で、一般会計からの法定外の繰り入れを行わず、基金確保もなされ、町民の暮らしと健康を支える制度として安定した役割を果たしています。

今後も、健幸長寿のまちづくりを推進し、歩くことを基本とした体力増進により、町民の健康寿命を延ばし、合わせ、安定した国民健康保険の運営をお願いし、賛成であります。

○議長（市原重光君） 次に、原案に、反対者の発言を許します。

ないようですので、これで議案第31号 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第3、議案第32号 平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に、反対者の発言を許します。

次に、原案に、賛成者の発言を許します。

討論は、ありませんね。

ないようですので、これで議案第32号 平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第4、議案第33号 平成27年度睦沢町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に、反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 平成27年度睦沢町介護保険特別会計予算への反対討論を行います。

要支援者の訪問介護、デイサービスを介護保険から外すという介護保険成立の趣旨さえ無視した制度改悪の中、有用期限を活用して実施をずらしたという点では、苦肉の策とはいえ評価をいたします。しかし、その後のサービス提供者の確保見通しも含めた点では、いまだその見通しはありません。

私は、こうした介護保険サービスの充実に向けて、国や県への予算や体制措置への要求も含め、サービス充実、負担軽減を求めて反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に、賛成者の発言を許します。

幸治正雄議員。

○7番（幸治正雄君） 賛成の立場で討論を行います。

介護保険制度は、大きな見直しがされ、その中で、地域包括ケアシステムの構築のために、地域の特性を生かしながら取り組むことが重要であると言われていています。そして、訪問介護や通所介護事業に移行することや特別養護老人ホームの入所に当たり、原則要介護3以上に限定されるなどの改正があります。

このような中で、平成27年度からの第6期介護保険事業計画では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年時点の保険料水準も試算しながら策定が進められています。

本予算に示されている1号被保険者保険料は、国が示した介護報酬改定などが反映されていませんが、別途議案による介護保険条例の一部改正で確認をしました。

また、要支援、要介護認定者が増加している中で、介護給付費も増加傾向にあります。高

齢化が進む中で、地域支援事業の減額が見られるものの、介護予防教室が各地区で実施されており、これが早く町内全地域で開催されるようになることを望んでいます。希薄になりがちな昨今の社会情勢ですが、このような教室の開催により、地域の人々が顔を合わせ、話を交わし、健康で長生きができる健幸長寿のまちづくりをさらに推し進めることが重要であると思います。

町の特性を生かしながら介護保険事業が安定的に運営されていくことを期待し、賛成です。
以上です。

○議長（市原重光君） 次に、原案に、反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで議案第33号 平成27年度睦沢町介護保険特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第5、議案第34号 平成27年度かずさ有機センター特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に、反対者の発言を許します。

次に、原案に、賛成者の発言を許します。

討論、ありません。

ないようですので、議案第34号 平成27年度かずさ有機センター特別会計予算に対する討論を終わります。

最後に、日程第6、議案第35号 平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に、反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計への予算反対討論を行います。

もともと、高齢者医療として年齢で医療負担サービスを差別するという制度そのものが大問題であります。

全県一本というある意味では事務事業二重化したにもかかわらず、事業量の拡大にともなう財政措置を市町村に求め、予算作成に間に合わないなど、その制度そのものの問題も浮上しております。

こうした予算編成は、高齢者の問題になるばかりで、医療、福祉サービスの充実にはなら

ない、このことを指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に、賛成者の発言を許します。

今関澄男議員。

○5番（今関澄男君） 私は、賛成の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、超高齢化社会を展望した医療保険のこの医療保険制度を実現するために、高齢者の医療を社会全体で守っていこうということで、平成20年度に施行され、今日に至っております。

千葉県後期高齢者医療広域連合に加入する被保険者は、54市町村を合わせまして、昨年、ついに65万人を超えました。制度の定着化と理解がなされてきているところでございます。

平成27年度では、保険料軽減措置を見直し、所得の少ない者にかかる保険料率の見直しが検討されており、また、基本検診の質の向上や人間ドックの事業の充実など、順調に運営されているところでございます。

本会計につきましては、町が行う業務に関連した特別会計でございます。被保険者の健康を守り、安心して医療を受けられる予算が計上されています。

よって、本予算につきまして、賛成するものでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 次に、原案に、反対者の発言を許します。

ありませんか。ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで議案第35号 平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を終わります。

以上で、討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第30号 平成27年度睦沢町一般会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成27年度睦沢町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第30号 平成27年度睦沢町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決

です。

平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第31号 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号 平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第32号 平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号 平成27年度睦沢町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成27年度睦沢町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第33号 平成27年度睦沢町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号 平成27年度かずさ有機センター特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成27年度かずさ有機センター特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第34号 平成27年度かずさ有機センター特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号 平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第35号 平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、議案第1号 睦沢町特別職報酬等審議会設置条例を廃止する条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） この報酬等については、できる規定だということだとは思いますが、町のこれは独自権限に属するものではないかと思うわけでありまして、そうした町の独自の判断はどういうふうにされるのかということでありまして、そういう権限がこのことによってそがれてしまうのではないかなというふうに思うのでありますが、問題は生じないのかと。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） この特別職報酬等審議会でございますが、性格的には、特別職の報酬が、その不利益な処分にならないかというものの監視ということでございますので、特に問題は無いかというふうに考えてます。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町特別職報酬等審議会設置条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第8、議案第2号 町長の給料の特例に関する条例及び町長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番(市原時夫君) これ、確認ですけれども、この件につきましては、実態的にはもう既に決定しており、この条文上の問題で、矛盾がないような、整合性を持つという理解でよろしいでしょうか。

○議長(市原重光君) 市原町長。

○町長(市原 武君) この条例の内容そのものについては、もう既に終わってる内容でございますので、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長(市原重光君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 町長の給料の特例に関する条例及び町長等の給料の特例に関する条例を廃止

する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第9、議案第3号 睦沢町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番(市原時夫君) 青少年問題については、この犯罪、青少年犯罪というのは、全国的にも私は、新たな問題ということで浮上しており、こうした青少年問題についての検討なり対応などについては、より必要になってくるのではないかなという気はいたしますが、「社会を明るくする運動」という部分に吸収だけでそうした内容について十分検討できるのかと、また、ほかのさまざまな組織ということで、重複したりなにかするようなものがあってやるんだったらまた別なのですが、その点は、どうお考えでしょうか。

○議長(市原重光君) 市原町長。

○町長(市原 武君) 過去にも、この協議会を開いて議論するという内容が、睦沢町においてはほとんどなかったというようなことから、逆に、社会を明るくする運動睦沢町推進委員会、この中で一体的に取り組んだほうがよりの確に判断できるのかなというようなことでさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長(市原重光君) 市原時夫議員。

○10番(市原時夫君) 私が言っているのは、過去の点ではなかったということで、これからはもないほうがいいわけではありますが、ただ、今現実に、こうした凶悪的な内容や件数を含めてなっております、絶対に睦沢町でこれからはないとも言い切れないということで、それに対応する、「社会を明るくする運動」という点だけでいいのか、また、さまざまな複合的な対応的な組織があるのかどうなのかということをお聞きをしたいわけがあります。

○議長(市原重光君) 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員ご承知のとおり、この4月からは、教育委員会の関係でございますが、総合教育会議というようなことで、町長と教育委員の皆さんが新たにそういう会議を設けるということもございます。そういうようなことで、私のほうも、この教育、あるいは青少年問題等についても、責任感を持って教育委員会と一緒に当たっていききたいと。

それと、ほかには、更生保護女性会という組織がございます。こちらについては、一旦犯罪を起こしてしまったんだが、その後、更生するというような、そういう関係の組織もございます。そういうところで総体的に見守っていききたいと、あるいはまた指導していききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（市原重光君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。
これから採決を行います。

議案第3号 睦沢町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第10、議案第4号 睦沢町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） これを見ますとね、結局この基準は、国の基準だということでありまして、実態的に町の、この条例にして、町の権限ということの意味がわからないわけであ

ります。結局のところ内容同じですよ。制度的には変わらないということで、これ、法律だからと言ってしまえば、そういうことなのですが、一体、これに基づく町の権限というのは、どのような独自のものを発揮できるということになるのでしょうか。

○議長（市原重光君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 町独自の権限ということでございますが、町独自のものは、これといったものはございません。ほとんど全て国に準ずるという形になります。

○議長（市原重光君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 睦沢町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第11、議案第5号 睦沢町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） この地域包括支援センターの法律上の規定であります。睦沢町の場合は、この規定どおりの体制が今現在あるのか、または、これに基づいて新たに補強しなきゃいけないのか、その点についてお聞きをします。

○議長（市原重光君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 今現在の町の体制でございます。町は、保健師1名、社会福祉士1名、そして主任介護支援専門員1名がございます。これは、町の今、実態でございますが、この基準を見ますれば、1号被保険者が2,000人から3,000人の町に対して、この3名の中の2名以上を確保してくださいというような形になっています。現在、睦沢町は、この1号被保険者、約2,500名おります。したがって、この基準からすれば2名以上ということでございますが、現在、3名を既に確保しておるといような状況でございます。

○議長（市原重光君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 睦沢町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第12、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） いわゆる教育長と教育委員長の一本化ということではありますが、教育委員会は、ご存じのように、町政から独立をした独自の権限を持つ組織であります。このことによって、この独立性に一定の制約がかかってしまう、町政の方向と、今の町長は教育

を大事にされてると思いますが、運用の仕方によっては、こうした独自性が損なわれる危険性があるのではないかというふうには私は危惧をしているわけですが、どうお考えでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） これに、この改正に至る国の動向を見ますと、現場で不祥事だとかいじめだとか、そういう問題が出ておりました。そんな中で、教育委員会だけでいいのかという話の中で、また、国のいろんな議論の中では、教育委員会そのものの廃止ということまでも言及されたようですが、今議員のおっしゃったように、やはり教育は独立したものというものも踏まえて、今後5年間見るといような経過措置といいますか、そういう意向も国としてはあるようでございます。

そういった中で、睦沢町、これから教育の関係については、大きな問題があるというふうには私も認識しております。そこら辺については、行政が独自にうんぬんではなくて、教育委員会と行政側とが、執行者側とが協議を重ねて、住民の意図するところを十分くみ取れるような方策をもってすることによって、これがよりよい方向に進めればというふうには考えておりますので、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第13、議案第7号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する

条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありません。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第14、議案第8号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありません。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで10時10分まで暫時休憩といたします。

(午前 9時55分)

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

◎議案第9号の上程、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第15、議案第9号 睦沢町立幼保連携型認定こども園条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 結局、これで言うと、中心的なところは、保育料が使用料という形になったということと、国の制度で言うと、このままだとかなり保育使用料の引き上げにならざるを得ませんが、その辺の配慮をしたという部分ですが、もうちょっとそこは具体的にですね、引き上げるところがあるのかないのかを含めて、ちょっとその辺はお聞かせください。

○議長（市原重光君） 阿部倉こども園長。

○睦沢こども園長（阿部倉光宏君） 利用者の方の使用料、いわゆる保護者負担につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

利用者の方のいわゆる保護者でございますが、できるだけ負担を軽減させていただきたいという考えを念頭に、人数の多い階層で影響ができるだけ少ないように、そこに基準を設けて料金を設定をさせていただきました。設定をいたしまして算定しましたその料金に、全体で1割ほど減という形で保護者の方の負担をまず減らさせていただいてございます。

合わせまして、町のほうの温かいご配慮をいただきまして、子育て支援の一環というような意味もありますが、教材費のほうの本来保護者が負担をしていただきましたその保護者負担の教材費の部分について、町負担ということをお願いをして、その部分の軽減を図らせて

いただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 睦沢町立幼保連携型認定こども園条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第16、議案第10号 睦沢町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 行政の側は、きちっと文書で行うという点では理解をいたします。

住民の側が、こうした権限に対して行政指導を求めた場合の費用負担だとか、複雑な手続が必要となって、なかなかしにくくなるというようなことはないでしょうか。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命により私のほうからお答えさせていただきますが、住民の方からの確かに申請書類等、複雑といたしますか、書類の提出等々がこれによって義務づけられたわけでございますけども、特に複雑なものはございません。

○議長（市原重光君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 睦沢町行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第17、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありません。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第18、議案第12号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありません。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第19、議案第13号 睦沢町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありません。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 睦沢町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上げ、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第20、議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 去年、確か上げたと思ったら、今度、何か下げるといような話になってしまうわけですが、現実にこの町で、この給与の引き上げならない引き下げの方向になってしまうなど、影響を受ける階層世代といえますか、その部分はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 今回の減額で影響する額につきましては、全体で558万1,000円ということで、町長の提案理由で申し上げましたけども、その階層、人数といえますか、主事補の2級13号から課長職まで、7級まで、対象となる職員数は80人でございます。それ以外の職員につきましては、今回の減額対象にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） その中で、実態的にすぐにでも影響を受けるっていう部分はないんですか。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 4月1日になりますと定期昇給がございますので、先ほど申し上げました80人のうち、最終的に、今回、経過措置が、現給保障されておりますので、今回の給与改定によって下がった後に、定期昇給で3月31日現在の給与が保障されますので、

定期昇給後に影響する職員数につきましては、最終的に32人でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 私は、この一般職の給与の場合については、やはり全体的なその役割から考えなきゃいけないというふうに思っております。

憲法第15条、全て公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないということで、これは、利益を追求する一般労働者とは違う特別な役割を持っているわけでありまして。公務員が、その地位、権限の私物化や特権化、癒着に反対をして国民奉仕、住民奉仕の公正民主的な運営の役割を果たすと、それから、できるだけ無駄のない効率的な行政を実現するという役割を持っているわけでありまして。そういう意味では、特に高い倫理性も求められると。

したがって、その全体の奉仕者という部分と、自らが生きていく、家族を扶養する、そういう人件費を含む行政費用というのは、私は、少なければいいけれども、最低限は保障されなければならないというふうに考えております。

そういう点で、私は、上げたらまた下がってしまうとか、それから、ある一定の年齢層になる、逆に言いますと、より費用、支出がふえてくる世代が抑制されるということで、こうした公務員の全体の奉仕者としての役割に準じた形で私は給与を保障していくべきではないかなと。もちろん財政上の問題がありますから、そこは注意をしなければならないわけでありましてけれども、そういう点で、睦沢町として当然注意を払わなければいけないと思うんですけど、基本的考えについてお伺いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員もご承知のとおり、睦沢町の職員の給与が、県下でも、ラスで見ますと非常に低かったということがございます。

これについて、今議員のおっしゃるとおりだというふうに私も感じておりますので、運用上の問題の中で、運用上でラスが100に近づくような形にもっていきたくと。

しかしながら、制度的なものについては国、県に準じてやっておりますので、運用上の問題で睦沢町が落ちているというふうに私は感じておりますので、運用上の問題でラスをできるだけ100に近づけながら、もっていくことによって、職員の士気向上といいますか、意識の向上につなげていければなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第21、議案第15号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありません。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第22、議案第16号 睦沢町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号 睦沢町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第23、議案第17号 睦沢ゆうあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号 睦沢ゆうあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に

については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第24、議案第18号 睦沢町立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号 睦沢町立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第25、議案第19号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番(市原時夫君) 保険料、これ、1号被保険者の保険料引き上げということだと思っておりますが、予算段階で、月、平均で5,300円だったのが、条例では5,100円になるということ

ですが、この種の問題は、かなり前から基本方針として決められるはずだとは思いますが、この短期間にこうした、軽減、できるだけ上げ幅を少なくするという点ではいいわけですが、この辺は、何が原因でこういうふうになってるのでしょうか。

○議長（市原重光君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 介護報酬の関係につきましては、ご案内のとおり3年に1回見直しを図っております。そして、その基本となるものが介護報酬の変動でございます。

たまたま昨年の12月には、国会議員の選挙等があったということで、その報酬の、例年であれば12月には大体財務省と厚生省が協議して決まっておったのですが、今年はどうしても12月に決まらないで1月に延びてしまって、1月の中旬だったと思いましたが、ようやく閣議決定をみたというようなことで、そのようなことから、どうしても予算には間に合わなかったということでございます。

○議長（市原重光君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第26、議案第20号 睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号 睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第27、議案第21号 睦沢町農村広場等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号 睦沢町農村広場等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第28、議案第23号 権利の放棄及びこれに伴う和解についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号 権利の放棄及びこれに伴う和解については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第29、議案第36号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

この後、議員全体会議を開催いたしますので、議員は302、303会議室にお集まりください。

なお、再開はブザーにてお知らせをいたします。

(午前10時40分)

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◎議案第37号の上程、説明、採決

○議長（市原重光君） 日程第30、議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを、議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、3名で構成されており、その任期は3年であります。

3名の委員のうち2名の委員が本年3月19日をもって任期満了となります。

任期満了を迎えます陸沢町大上3383番地17、佐藤勝善氏は、平成21年3月20日から固定資産評価審査委員会の委員としてご活躍いただいているところであります。

引き続き固定資産評価審査委員会の委員として留任をお願いいたしたく、選任にあたり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をいただくものであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本案については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、議案第37号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、採決

○議長(市原重光君) 日程第31、議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを、議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでございました。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の御園生武男氏は、2期6年にわたり、委員としてご活躍いただき、本年3月19日で任期満了となります。

つきましては、後任に睦沢町元職員で税務事務に精通され、固定資産評価についても豊富な学識経験をお持ちの睦沢町佐貫4041番地、村松恒雄氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をいただくものであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本案については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、議案第38号は原案に同意することに決定いたしました。

◎発議案第1号の上程、説明、採決

○議長(市原重光君) 日程第32、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでございました。

本案について、提出者の説明を求めます。

中村義徳議員。

○9番(中村義徳君) 発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

本改正は、議員報酬の支給期間について改正しようとするものです。

現行では、議員はその職について当月分から、また任期満了によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給することとなっておりますが、これをその月の在職する日数を基礎とした、日割り計算により算定するための規定を追加しようとするものです。

参考までに申し上げますと、県内の月額支払の町は、2月末現在で、睦沢町、長柄町、御宿町の3町でございます。

ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、提出者の説明を終わります。

○議長(市原重光君) ご苦労さまでございました。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(市原重光君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第1回陸沢町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたりご苦労さまでございました。

(午前11時25分)